



発行 東京都

目次

規則

○東京都受動喫煙防止条例の一部の施行期日を定める規則……………(福祉保健局保健政策部健康推進課)……………一

告示

○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………(都市整備局住宅政策推進部民間住宅課)……………一

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一

○公共測量の終了(五件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二

○都市計画事業の事業計画の変更認可(十七件)……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………二

規則

東京都受動喫煙防止条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十六号

東京都受動喫煙防止条例の一部の施行期日を定める規則

東京都受動喫煙防止条例(平成三十年東京都条例第七十五号) 附則第一条第二号に掲

げる規定の施行期日は、平成三十一年九月一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第三百六十九号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 支援法人の名称 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会

二 支援法人の住所 千代田区大手町二丁目六番一号

三 支援業務を行う事務 千代田区大手町二丁目六番一号

四 指定年月日 平成三十一年三月七日

●東京都告示第三百七十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 平成三十一年三月二十七日 午前十時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社アンビション・ルームピア

(二) 代表者氏名 代表取締役 清水 剛

(三) 主たる事務 渋谷区神宮前二丁目三十四番十七号住友不動産原宿ビル十八階

所の所在地

(四) 免許証番号 国土交通大臣(3)第七五六〇号
 (五) 免許年月日 平成二十九年八月二十日

●東京都告示第三百七十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、新宿区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 新宿区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 新宿区区内
- 四 測量の期間 平成三十年七月二十三日から平成三十一年二月二十日まで

●東京都告示第三百七十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区中川一丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月十六日から平成三十一年二月二十一日まで

●東京都告示第三百七十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江東区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 江東区
- 二 測量の種類 公共測量(細部図根測量)
- 三 測量の区域 江東区塩浜一丁目及び塩浜二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月二十日から平成三十一年二月十五日まで

●東京都告示第三百七十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、昭島市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市昭和町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十一年二月六日から同月十五日まで

●東京都告示第三百七十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区東神田二丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年十月二十二日から同年十二月二十一日まで

●東京都告示第三百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第七百五十二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 墨田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第三百二十六号線及び幹線街路放射第三十二号線
- 三 事業施行期間 平成二十二年五月七日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第三百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第千八百七十八号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

墨田区

二 都市計画事業の種類及び名称
東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第三百二十六号線及び幹線街路放射第十三号線支線一

三 事業施行期間
平成二十八年十一月二十一日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第千四百十九号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

大田区

二 都市計画事業の種類及び名称
東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第三十八号線

三 事業施行期間
平成二十四年九月二十七日から平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第七百七十二号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称
東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第四十九号線

三 事業施行期間
平成十五年六月十八日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき平成十四年東京都告示第千二百二号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称
東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第三百二十一号線及び幹線街路環状第四号線

三 事業施行期間
平成十四年十月十五日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第七百五十六号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称
東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第三百三十一号線

三 事業施行期間
平成二十二年五月十日から平成三十

四 事業地
 五年三月三十一日まで
 取用の部分
 平成二十二年東京都告示第七百五十六号の事業地のうち荒川区南千住四丁目地内を削る。

使用の部分
 平成二十二年東京都告示第七百五十六号の事業地に荒川区南千住四丁目地内を加える。

●東京都告示第三百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成三十年東京都告示第四百六号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 足立区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百五十八号線
- 三 事業施行期間 平成三十年三月二十日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき平成十五年東京都告示第四百二十二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 葛飾区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十四号線
- 三 事業施行期間 平成十五年二月十四日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし
- 五 取用の手続が保留される事業地 葛飾区立石一丁目及び立石七丁目各

●東京都告示第三百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第四百四十四号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 葛飾区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十四号線

三 事業施行期間 平成十五年二月十四日から平成三十一年三月三十一日まで
 取用の部分
 変更なし

四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第四百四十五号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 葛飾区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十四号線及び区画街路葛飾区画街路第三号線
- 三 事業施行期間 平成十五年二月十四日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

五 取用の手続が保留される事業地 葛飾区立石七丁目地内

●東京都告示第三百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第七百八十六号

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称 線街路第二百六十一号線

三 事業施行期間

平成二十四年四月十七日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

平成二十四年東京都告示第七百八十六号の事業地に葛飾区南水元一丁目及び南水元二丁目各地内を加える。

使用の部分

変更なし

●東京都告示第三百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第七百十二号東京都計画道路路事業及び東京都計画道路路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称 歩行者専用道第二号線及び東京都計画道路路事業新小岩駅南口自由通路線

三 事業施行期間

平成二十五年五月八日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成六年東京都告示第四十七号昭島都市計画道路路事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

昭島市

二 都市計画事業の種類及び名称 昭島都市計画道路路事業三・四・一号 昭島中央線

三 事業施行期間

平成六年九月七日から平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第八百八号調布都市計画道路路事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

調布市

二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路路事業三・四・二十号品川道天神前線

三 事業施行期間

平成二十四年四月二十日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第千三百二十六号小金井都市計画道路路事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

小金井市

二 都市計画事業の種類及び名称 小金井都市計画道路路事業三・四・八号新小金井久留米線

三 事業施行期間 平成二十四年九月三日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千五百六号東村山都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 東村山市

二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画道路事業三・四・二 十七号東村山駅秋津線

三 事業施行期間 平成二十一年七月十三日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第千四百十四号福

生都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 瑞穂町

二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画道路事業三・五・二十四号御伊勢山通り線

三 事業施行期間 平成十六年九月十七日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

